

<b>① 件 名</b>	(仮称) 石巻市地域公共交通運賃協議会の設置について												
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的 (理由)</b>	<p><b>【背景】</b>  これまで、住民バス等の運賃については、道路運送法に基づき、関係運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を含む）が構成員として参加する「石巻市地域公共交通活性化協議会」において協議を行い設定していたが、令和 5 年 1 0 月に道路運送法が改正され、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにする観点から、構成員を限定し、別の会議等で協議を行うこととされた。  また、協議の実施にあたっては、市民等の意見を反映させるための措置を講じるが必要となった。</p> <p><b>【目的】</b>  住民バス等の運賃を協議するため、石巻市職員、当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、東北運輸局、関係住民の意見を代表する者の 4 者で構成する「(仮称) 石巻市地域公共交通運賃協議会」を新たに設置するもの。</p>												
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b>  地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）  道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）  石巻市地域公共交通活性化協議会条例（令和 2 年 3 月 1 7 日条例第 4 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>  第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち  第 5 節 持続可能な公共交通ネットワークの整備の推進</p>												
<b>④ 提案に至るまでの経過 (市民参加の有無とその内容を含む。)</b>	<p>令和 5 年 1 0 月 道路運送法改正  令和 6 年 5 月 東北運輸局周知（一般乗合の協議運賃の運用見直しについて）</p>												
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>これまで、住民バスの態様、運賃等の協議は、石巻市地域公共交通活性化協議会で行ってきたが、今後、運賃の協議は、新たに設置する「(仮称) 石巻市地域公共交通運賃協議会」で行う。</p> <p><b>【各構成員】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">運賃協議会構成員</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">活性化協議会構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市職員</td> <td>(1) 学識経験者</td> </tr> <tr> <td>(2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者</td> <td>(2) 関係機関の職員</td> </tr> <tr> <td>(3) 東北運輸局長又はその指名する職員</td> <td>(3) 関係運送事業者</td> </tr> <tr> <td>(4) 関係住民の意見を代表する者</td> <td>(4) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 市長が必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>	運賃協議会構成員	活性化協議会構成員	(1) 市職員	(1) 学識経験者	(2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	(2) 関係機関の職員	(3) 東北運輸局長又はその指名する職員	(3) 関係運送事業者	(4) 関係住民の意見を代表する者	(4) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者		(5) 市長が必要と認める者
運賃協議会構成員	活性化協議会構成員												
(1) 市職員	(1) 学識経験者												
(2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	(2) 関係機関の職員												
(3) 東北運輸局長又はその指名する職員	(3) 関係運送事業者												
(4) 関係住民の意見を代表する者	(4) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者												
	(5) 市長が必要と認める者												

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

住民バス等に係る公正な運賃が設定できる。

【市財政への負担】

報酬	57千円
費用弁償	6千円
通信運搬費	3千円
合計	66千円

（財源）一般財源 ※令和6年第4回定例会補正予算要求

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【条例設置】

白石市：令和6年12月一部改正予定

気仙沼市：令和6年12月一部改正予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年12月 市議会第4回定例会に（仮称）「石巻市地域公共交通運賃協議会条例」の制定について提案（公布の日から施行）  
市議会第4回定例会に関係補正予算案について提案

⑨ その他

（仮称）「石巻市地域公共交通運賃協議会条例」の制定に伴い「石巻市地域公共交通活性化協議会条例」及び「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を改正する。